

平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 セキド  
代表者名 代表取締役社長 関戸正実  
(コード番号 9878 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役執行役員経理担当 江崎 武  
(TEL . 042 - 643 - 6835)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 18 日開催予定の第 44 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

現行定款第 4 条に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、このうち 27 条の新設につきましては監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の予選の効力を監査役の任期にあわせ 4 年とする旨の規定を新設するものであります。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

整備法によるみなし規定にかかる事項を新設するものであります。

その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行い、併せてこの機会に若干の表現の変更および字句の修正を行うものであります。

- (2) 経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築できるよう、現行定款第 14 条(取締役の員数)に定める取締役の員数を 15 名以内から 9 名以内に変更するものであります。

2. 変更予定日

平成 18 年 5 月 18 日開催の第 44 期定時株主総会による決議時

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 10 . 11 . 12 . 13 . 14 . 15 . 16 . 17 . 18 . 19 . 20 . 21 . 22 . 23 . 24 . 25 . 26 .</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、41,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>( 1 ) ( 2 ) ( 3 ) ( 4 ) ( 5 ) ( 6 ) ( 7 ) ( 8 ) ( 9 ) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>( 1 ) <u>取締役会</u> ( 2 ) <u>監査役</u> ( 3 ) <u>監査役会</u> ( 4 ) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>( 1 単元の株式数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2 . 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 ( 以下「単元未満株式」という。 ) に係わる株券を発行しない。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第 7 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 . 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 ) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>( 基準日 )</p> <p>第 9 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。ただし、毎決算期の翌日から定時株主総会までに発行された新株式については、その発行の時ににおいて株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 . 本定款に定めるもののほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>( 招 集 )</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるごとに随時これを招集する。</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 単元株式数および単元未満株券の不発行 )</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 . 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>( 単元未満株式についての権利 )</p> <p>第 9 条 当社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>( 1 ) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>( 2 ) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>( 3 ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 ) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>( 株式取扱規程 )</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 招 集 )</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>( 定時株主総会の基準日 )</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(決 議)</p> <p>第12条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 当社の株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を行使することができる株主に限る。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第14条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第16条 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 当社の取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、選任することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社の取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を取締役会の決議により、選定することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第18条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定めた順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>
<p>(招集通知)</p> <p>第19条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日より3日前までに発するものとする</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>前項の招集の手続を経ないでこれを開くことができる</u>。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する</u>。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p>
<p>(決議)</p> <p>第20条 当社の取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす</u>。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、<u>取締役会の定める取締役会規程による</u>。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による</u>。</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第22条 当社の取締役の報酬および<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする</u>。</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 当社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第25条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議は、株主総会において総株主の3分の1以上を所有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 第1項の定めによる予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第26条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>3. 前条第1項に定める予選された補欠監査人が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第27条 監査役の互選をもって、常勤の監査役若干名を定める。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第28条 当社の監査役会は、各監査役が招集し、監査役の互選により議長を選任する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第29条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(決 議)</p> <p><u>第30条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第31条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第32条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第30条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年8月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 当社の利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(社外監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任限定契約</span>)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年2月20日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月20日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上